



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
9 月 15 日 (火)
第 738 号

目 次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出	645
○同	646
○患畜の届出	646
○土地改良区役員の就任	646
○公共測量の実施	647
○同	647
○同	648
○同	648

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の 3 分の 1 及び 50 分の 1 の数等の告示	649
-------------------------------------	-----

労働委員会

○地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による認定	649
---------------------------------------	-----

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により、意見を有する者は、令和 9（2027）年 1 月 15 日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 8（2026）年 9 月 15 日

栃木県知事 福田 富 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシアさくら氏家店
さくら市氏家字西原 718 番 4 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ベイシア
群馬県前橋市亀里町 900 番地
- 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の名称	ベイシア SC さくら氏家店	ベイシア さくら氏家店	令和 6（2024）年 12 月 6 日
大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ベイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町 900 番地 外 2 者	株式会社ベイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市亀里町 900 番地 外 3 者	令和 7（2025）年 11 月 29 日

- 届出年月日

令和 8 (2026) 年 8 月 31 日

5 縦覧場所
県ホームページ

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により、意見を有する者は、令和 9（2027）年 1 月 15 日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 8（2026）年 9 月 15 日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシアさくら氏家店
さくら市氏家字西原718番 4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ベイシア
群馬県前橋市亀里町900番地
外 1 者
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
駐車場の位置及び収容 台数	445台 位置は図面のとおり	369台 位置は図面のとおり	令和 9（2027）年 5 月 1 日

- 4 届出年月日
令和 8（2026）年 8 月 31 日
- 5 縦覧場所
県ホームページ

（経営支援課）

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8（2026）年 9 月 15 日

栃木県知事 福田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生場所 又は区域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	3 頭	那須町	令和 8（2026）年 9 月 1 日	法令殺

（畜産振興課）

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 8（2026）年 9 月 15 日

栃木県知事 福田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
岩 舟 土地改良区	理 事		渡 辺 晴 夫	栃木市岩舟町静1783		令 和 8 (2026) . 4 . 1

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須塩原市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026） 年 9 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
地籍調査
- 2 作業地域
那須塩原市大原間の一部
- 3 作業期間
令和 8 （2026） 年 5 月 29 日から令和 9 （2027） 年 3 月 5 日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上都賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026） 年 9 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

- I
- 1 作業種類
公共測量（TSによる細部測量）
 - 2 作業地域
日光市薄井沢地内
 - 3 作業期間
令和 8 （2026） 年 7 月 3 日から令和 9 （2027） 年 3 月 5 日まで
- II
- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
鹿沼市玉田町地内
 - 3 作業期間
令和 8 （2026） 年 7 月 31 日から令和 9 （2027） 年 3 月 25 日まで
- III
- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量、3 級基準点測量）
 - 2 作業地域
日光市轟地内
 - 3 作業期間

令和 8 (2026) 年 8 月 10 日から令和 9 (2027) 年 3 月 25 日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
下野市仁良川、田中地内
- 3 作業期間
令和 8 (2026) 年 9 月 14 日から令和 9 (2027) 年 3 月 12 日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、渡良瀬川河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

- I
 - 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
栃木市藤岡町地内
佐野市高山町、馬門町、船津川町、下羽田町、高橋町地内
足利市野田町、瑞穂野町、高松町、小曾根町、羽刈町、県町地内
 - 3 作業期間
令和 8 (2026) 年 8 月 5 日から同年12月10日まで
- II
 - 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
足利市小俣南町から佐野市高橋町地内
 - 3 作業期間
令和 8 (2026) 年 8 月 19 日から同年12月10日まで
- III
 - 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
足利市小俣南町地内
 - 3 作業期間
令和 8 (2026) 年 9 月 11 日から同年12月10日まで

（監理課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和 8 (2026) 年 9 月 15 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
31,585人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
297,403人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,046人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足 利 市 選 挙 区	38,350人
栃 木 市 選 挙 区	42,205人
佐 野 市 選 挙 区	31,248人
鹿 沼 市 選 挙 区	25,903人
日 光 市 選 挙 区	21,193人
小 山 市・野 木 町 選 挙 区	52,171人
真 岡 市 選 挙 区	20,825人
大 田 原 市 選 挙 区	18,919人
矢 板 市 選 挙 区	8,526人
那須塩原市・那須町選挙区	38,817人
さくら市・塩谷郡選挙区	22,921人
那須烏山市・那珂川町選挙区	10,763人
下 野 市 選 挙 区	16,591人
芳 賀 郡 選 挙 区	16,560人
壬 生 町 選 挙 区	10,663人

労働委員会

栃木県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、栃木県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、栃木県企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和8年8月6日付けで次のとおり認定したので、同項の規定により告示する。

なお、昭和60年栃木県地方労働委員会告示第2号は、廃止する。

令和 8 (2026) 年 9 月 15 日

栃木県労働委員会会長 橋 本 賢 二 郎

勤 務 箇 所	労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
本 庁	局長及び次長 課長及び総務主幹 課長補佐（主として人事に関する事務を担当する者） 経営企画課副主幹、係長及び主査（主として人事に関する事務を担当する者）
発電管理事務所	所長
水 道 事 務 所	所長